

## 中山間地域等直接支払制度に取り組みましょう！

### 「中山間地域等直接支払制度」って？

中山間地域での農業生産活動は、平地に比べて自然的・経済的・社会的条件が不利なため、過疎化、高齢化による担い手不足、荒廃農地の発生等が懸念されています。

そこで、平地との農業生産条件の格差を是正することで、中山間地域等の農業生産活動の継続を促し、耕作放棄の防止や多面的機能の確保につなげるため、国が平成12年度に創設した制度です！

#### 1. 制度のしくみ

対象地域内の傾斜等の要件を満たす農用地で下記の活動に取り組むと、**面積に応じて交付金**を受けられます。

- 集落等を単位に、**維持・管理する農用地と活動内容を取決め（協定）**
- 協定にしたがって**5年間農業生産活動等を継続**

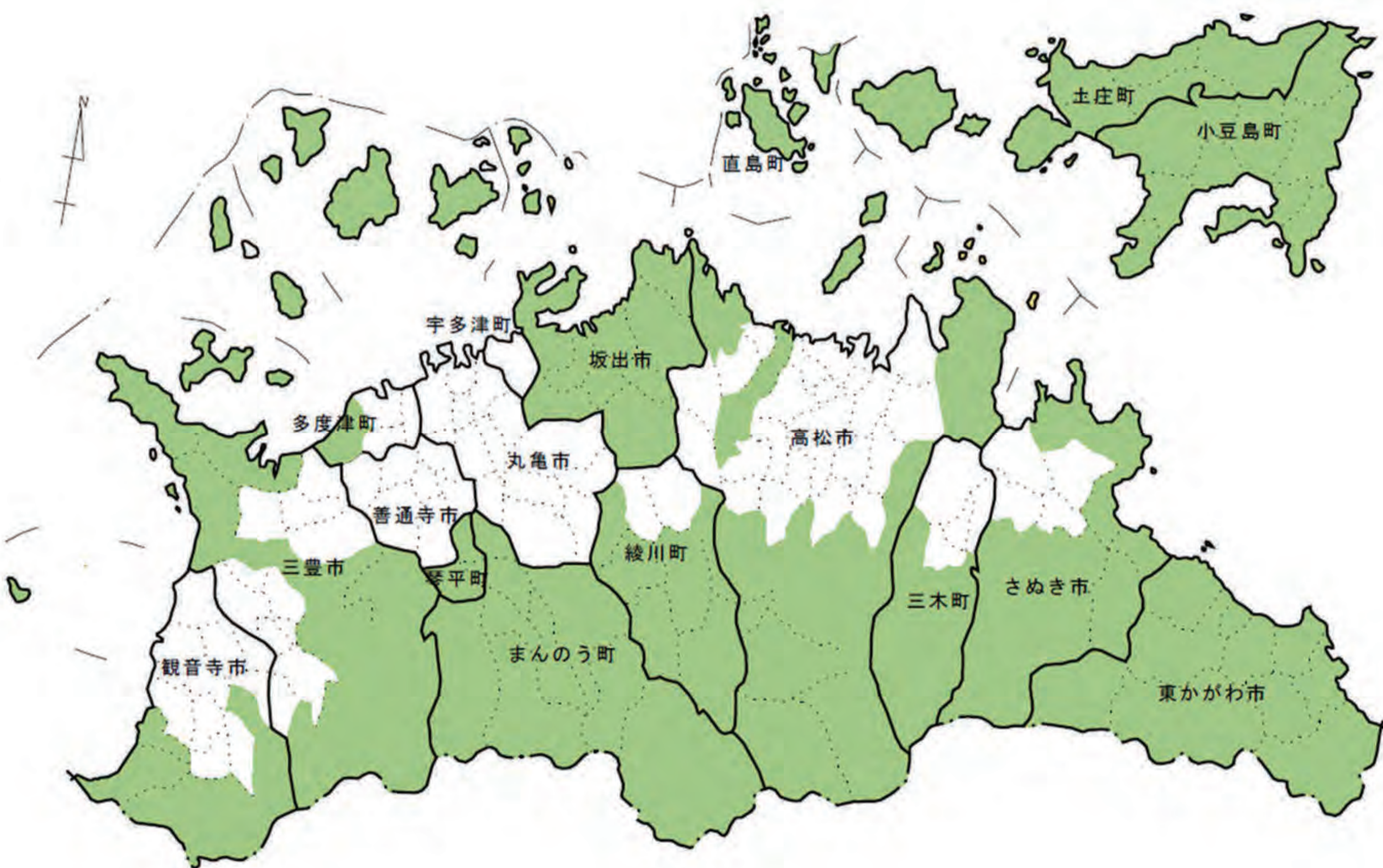
★交付金は、個人への配分のほか、**あらかじめ協定書に明記すれば、幅広い用途に使用できます。**

日頃、集落で行っている話し合いや草刈り等を、交付金を受けながら取り組んでみませんか？



#### 2. 対象地域（令和4年7月現在）

下図の緑色で着色している地域が対象です。



※着色されている地域でも、条件によって対象にならない場合があります。

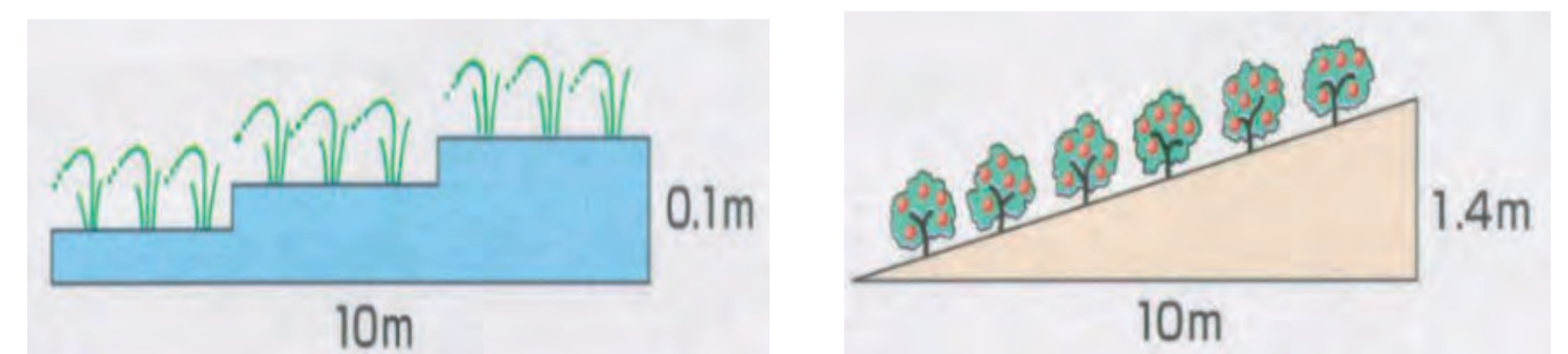
#### 3. 対象農用地

農振農用地区域内で、次の傾斜基準等を満たす**1ha以上**の農用地（畦畔を含める）

(1)急傾斜農用地(田 1/20以上、畑、草地等15度以上)



(2)緩傾斜農用地(田 1/100以上、畑、草地等 8度以上)※



※市町、地域によっては、緩傾斜農用地は対象にしていない場合があります。

★耕作していなくても、**耕作可能な状態に維持・管理していれば交付対象**になります。

#### 4. 交付金額

地目	傾斜区分	基礎単価 (円/10a)	体制整備単価 (円/10a)
田	急傾斜(1/20以上)	16,800	21,000
	緩傾斜(1/100以上)	6,400	8,000
畑	急傾斜(15度以上)	9,200	11,500
	緩傾斜(8度以上)	2,800	3,500

★このほか、より積極的な取組をする際に受けられる**加算措置**もあります。

#### 5. 活動内容

##### ①基礎単価の活動

- 集落マスタープランの作成
- 農業生産活動等
- 多面的機能を増進する活動

##### ②体制整備単価の活動(①に加えて実施)

集落戦略の作成(第5期対策(R2~6年度))



詳しくは、県もしくはお住まいの市町の中山間地域等直接支払制度担当課までお問い合わせください！